

広島県立総合技術研究所 研究課題評価マニュアル

令和6年8月

広島県立総合技術研究所

広島県立総合技術研究所（以下「総研」という。）が実施する研究のうち、総研で一元的に管理する課題解決研究及び基盤研究（共通）について、研究課題の評価（進捗管理を含む）の事務処理を次のとおり定める。

I 研究課題区分

1 課題解決研究

県内の事業者群や事業局からの明確な課題解決要請を基に、技術支援では対応できない課題を迅速に解決するための技術開発

区 分		実施内容
課題 解 決 研 究	一般型	開発技術のユーザーが明確であり、かつ成果が複数者に移転可能なもの（事業局からの要請に基づく研究課題については、事業局に移転又は県民に還元可能なもの）で、総研が主体的に実施する必要がある研究
	共同研究型	開発技術のユーザーは明確であるが、成果の移転先が総研との共同研究への参画を希望する者（以下「共同研究者」という。）に限定されるもので、共同研究者の応分の負担（人・もの・金）を前提に総研と共同研究者が相互に技術・情報等を提供し合い実施する研究

2 基盤研究

技術の維持・高度化及び技術支援に資する研究、課題解決研究の提案に向けた研究、新技術獲得に向けた先行技術調査・情報収集

区 分		実施内容
基 盤 研 究	共通	<p>基盤研究のうち、総研として一元的に管理する必要のあるもの。</p> <p>ア 所長枠 5年後を目途に、広島県内の関連業界、行政機関等で必要とされることが見込まれる研究、又は保有技術の現場実装及び技術支援に必要な研究（知的財産権の新規又は優先権主張出願に必要なデータ蓄積を含む）</p> <p>イ 行政ニーズ対応型 事業局のニーズに基づいて、事業局と連携して実施し、総研の技術の維持・高度化及び技術獲得に資する研究</p> <p>ウ 県立大学共同研究型 県立広島大学重点研究事業実施要綱（平成25年3月25日、県立広島大学）に基づいて、県立広島大学と総研が共同で、県内産業の振興や地域の持続的な発展のために実施する研究</p> <p>エ その他所長が必要と認める研究</p>
	センター	センター鳥瞰図に定める技術の維持・高度化及び技術支援に資する研究や新技術獲得に向けた先行技術調査、情報収集、課題解決研究の提案に向けた研究のほか、センター長が必要と認める研究

※基盤研究（センター）については、各センターで事務処理を定める。

II 課題解決研究（一般型）の評価

1 研究課題評価の概要

(1) 評価の目的

総研が実施する研究開発のうち、課題解決研究（一般型）は、総研が複数年かけて主体的に取り組む優先度の高い研究課題として位置付けられることから、次の2つの目的で、評価を実施する。

1) 県民への説明責任の遂行

県民に対し、公的資源による研究開発の実施の必要性と成果等に関する説明責任を果たす。

2) 県民生活や県内事業者等への貢献に資する効率的・効果的な研究開発の実施

総研の事業計画の方針に沿って、県内事業者等の付加価値向上による県経済の持続的発展及び県民の健康と快適な生活環境の確保に貢献する研究開発を実施し、次の事項等について検証し、その結果によりP D C Aを回すことで、研究開発・技術支援の質的向上を図る。

- ・研究開発のアウトプットの目標達成度（研究成果の目標達成度）
- ・課題解決のアウトプット目標達成度（成果移転の目標達成度）
- ・評価時点におけるアウトカムの有無
- ・リソースの配分及びマネジメント

(2) 評価の種類

評価は、研究着手前、研究終了直後及び研究終了から一定期間経過後の3段階において実施する。それぞれ、「事前評価」、「事後評価」、「追跡評価」と呼ぶ。評価結果はホームページ等で公開する。

1) 事前評価

新規に立案された研究課題について、研究実施の必要性を判断するため、研究開始年度の前年度に、ニーズや研究内容等を以下の手順により評価する。最初に、外部有識者（不定数）をアドバイザーとして招へいし実施する外部評価会議において、評価を行う。この評価で得られた外部有識者の意見を踏まえ、研究内容等をブラッシュアップした上で、総研運営会議において、評価を実施する。これらの評価結果を踏まえ、所長が研究課題の採択／不採択を決定する。

評価項目・視点及び方法は、「II 課題解決研究（一般型）の評価／2 事前評価」のとおりとする。

2) 事後評価

研究計画書に記載された目標に対する研究開発及び課題解決のアウトプットの目標達成度並びに研究課題のマネジメント（研究課題の企画・実行等の内容）について、研究終了年度の翌年度に評価・検証し、その結果を総研の事業計画に反映させる。

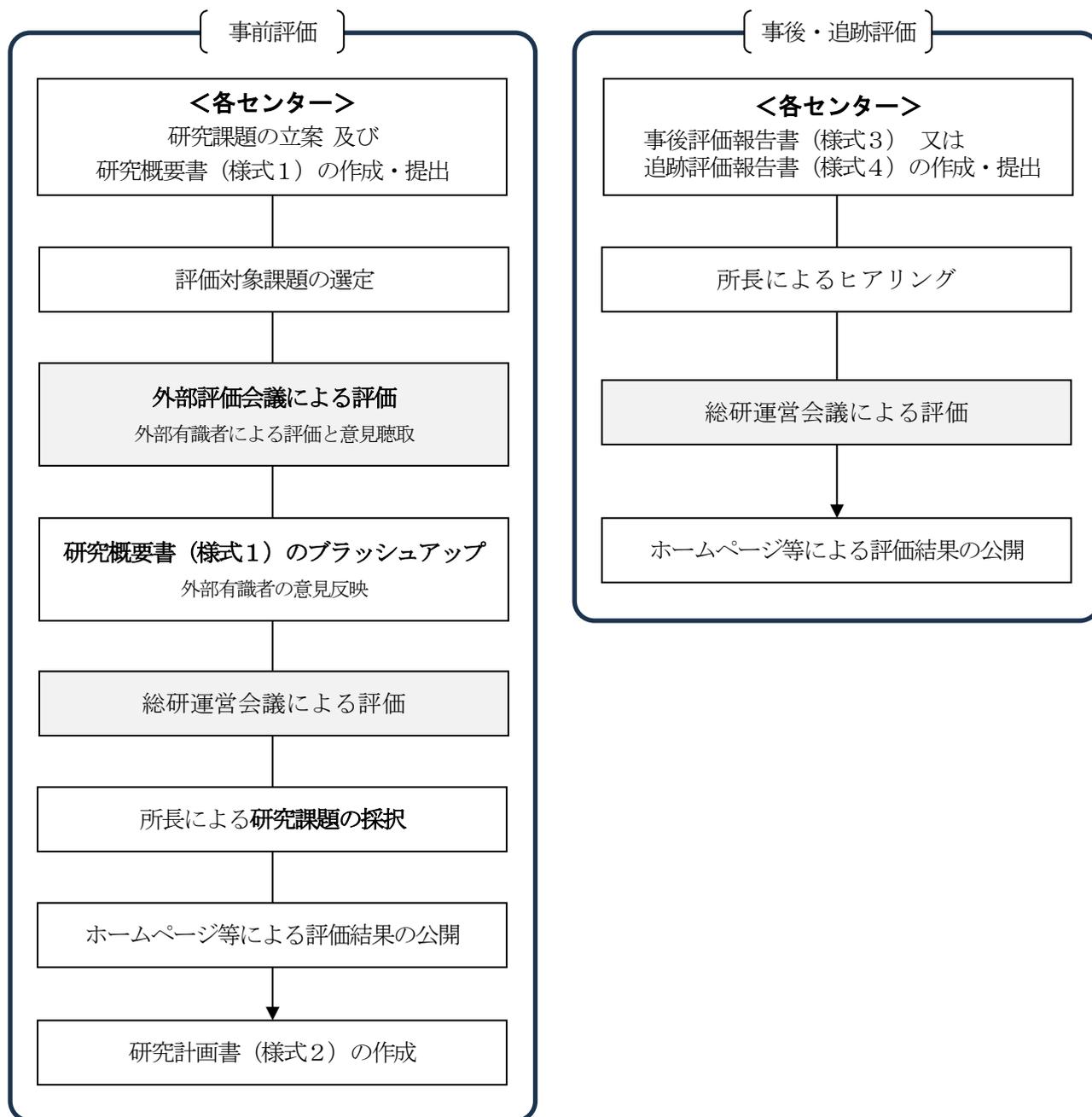
評価項目・視点及び方法は、「II 課題解決研究（一般型）の評価／3 事後評価」のとおりとする。

3) 追跡評価

研究計画書に記載された目標に対する課題解決のアウトプットの目標達成度及び研究課題のマネジメント（事後評価以降に検証すべき研究課題の企画・実行等の内容）について、課題解決の支援の実施状況等に応じ、事後評価実施年度の翌年度からの3年間のうちに1回、評価・検証し、その結果を総研の事業計画に反映させる。

評価項目・視点及び方法は、「II 課題解決研究（一般型）の評価／4 追跡評価」のとおりとする。

【全体フロー】



【評価時期のイメージ】

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	
スケジュール	研究 課題 立案	課題解決研究実施							
	事前 評価				事後 評価	← --- 追跡評価 --- → (3年間のうちに1回実施)			

2 事前評価

(1) 評価項目・視点

評価は「ニーズ」、「研究内容」、「成果・効果」という3つの大項目ごとの小項目及び「企画の完成度」について行う。

大項目	小項目	主な評価内容・視点
ニーズ	明確性	・ニーズ主体とその現状、ニーズ内容及びニーズ主体が求める（目指す）姿は具体的に明確になっているか
	県費で実施する必要性	・県費で実施する社会的・経済的意義があるか ・センター鳥瞰図に位置づけられているか
	ギャップの解消方法の適切性	・ギャップの解消方法は現状と目指す姿のギャップを解消できるものか ・行政ニーズに対応した研究課題では、施策目標のどの部分にどのように貢献するか
研究内容	研究内容の充足性	・開発技術の内容、目標及び方法は目指す姿を実現するために適切かつ実現可能なものか ・他者の権利を侵害する恐れはないか ・研究開発に必要な関連技術やノウハウ、事業局との連携体制や技術移転に必要な連携体制が構築されているか
	研究計画の適切性	・スケジュールや人材・組織、予算計画・機材購入が成果創出に適切な内容か
成果・効果	アウトプット	・研究終了時にニーズ主体の課題解決につながる研究開発のアウトプットが得られるか、それにより行われる課題解決のアウトプットの方法及び内容は適切か ・知財ポリシーに沿って効果的な知的財産の創造・保護・活用の方針が定められているか。
	アウトカム	・目指す姿の実現につながるアウトカムが見込まれるか
企画の完成度		・ニーズから目指す姿までの道筋は明確で実現性があるか

(2) 評価の方法

外部評価会議及び総研運営会議において、評価者は各研究課題についてブラッシュアップの観点でその内容を評価し、意見を事前評価総括シート（様式5）に記入するとともに、研究課題の実施の妥当性について総合的に判断し、次のいずれかの意見を付する。

実施妥当性の意見
課題解決研究（一般型）として実施することが妥当である
基盤研究、受託・共同研究での実施が妥当である
実施することは妥当ではない

3 事後評価

事後評価は、研究成果や課題解決の目標の達成状況についてニーズ主体の意見を踏まえて評価する。

(1) 評価項目・視点

1) 研究開発のアウトプットの目標達成度（研究成果の目標達成度）

当該研究の成果について、開発すべき技術が確立されたかを評価するとともに、研究開発のアウトプットの目標達成度を、研究計画書作成段階での目標と実施状況から評価する。

2) 課題解決のアウトプットの目標達成度（成果移転の目標達成度）

課題解決のアウトプットの目標のうち、研究期間内に実施する計画となっていたものの目標達成度を、研究計画書作成段階での目標と実施状況から評価する。

3) アウトカム（波及効果）

事後評価時点におけるアウトカムの有無を評価する。

(2) 評価の方法

各センターが、研究開発及び課題解決のアウトプットの目標達成度について自己評価するとともに、今後の研究開発・技術支援に反映すべき点等について自己検証を行う。

さらに、総研運営会議において、センターの自己評価・検証を基に、その後の総研の研究開発・技術支援に反映すべき点を検証し、評価結果を承認する。

4 追跡評価

(1) 評価項目・視点

1) 課題解決のアウトプットの目標達成度（成果移転の目標達成度）

課題解決のアウトプットの目標達成度を、研究計画書作成段階での目標と実施状況から評価する。

2) アウトカム（波及効果）

追跡評価時点のアウトカムの有無を評価する。

(2) 評価の方法

各センターが、課題解決のアウトプットの目標達成度について自己評価するとともに、今後の研究開発・技術支援に反映すべき点等について自己検証を行う。

さらに、総研運営会議において、センターの自己評価・検証を基に、その後の総研の研究開発・技術支援に反映すべき点を検証し、評価結果を承認する。

※再追跡評価について

知的財産の許諾等、今後大きな移転成果が見込める可能性がある研究課題について、事後評価実施後3年を経過しても再度の追跡評価を実施することができることとし、再評価の時期は、追跡評価報告書の内容を参考に所長が決定する。